

# 静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例骨子（案）

## 前文

温暖な気候に恵まれ、東西に広がる静岡平野に中心市街地や住宅地が形成された本市は、自転車利用者が多く、また、中心市街地及びその周辺は多くの歩行者で賑わっています。このような状況から、朝夕の通学時間帯をはじめとして、一団となって並走する高校生等、自転車の危険な走行が歩行者や自動車の交通の安全を損ねている状況が多くみられます。

このことは、自転車が気軽で利便性の高い交通手段として多くの市民に利用されている一方で、自転車が車両であること、交通ルールが守られなければ、歩行者、特に交通弱者に危害を加え得るものであることについての理解が十分でないことが主な原因であると考えられます。

そこで、自転車を利用するしないにかかわらず、市、市民、事業者等が一体となって自転車の利用における安全意識を共有し、誰もが他人を思いやり、互いに譲り合う事故の無い安全な交通の確保を実現することを目指し、ここに本条例を制定します。

**この条例の制定に至る現状や経緯、実現を目指すまちの姿を述べています。**

## 第1章 総則

### 1 目的

この条例は、自転車の安全な利用に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歩行者を含む交通の安全を確保し、もって安全安心な生活環境の実現に資することを目的とします。

**この条例の目的を定めます。**

**この条例では、交通事故の無い安全安心な生活環境を実現するため、自転車の安全な利用に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めます。**

## 2 定義

この条例における用語の定義を次のように定めます。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいいます。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。
- (3) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいいます。
- (4) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいいます。
- (5) 交通安全団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいいます。

**この条例で使われる用語の定義を定めます。**

## 3 基本理念

自転車の安全な利用は、市民一人ひとりが自転車の安全利用についての理解を深め、交通事故を起こさず、交通事故に遭わないよう心がけるとともに、市その他の主体が安全な交通環境の整備に努めることにより実現されなければなりません。

**自転車を安全に利用するためには、市民一人ひとりのこころがけと市をはじめとする様々な主体が交通環境の整備に努めることを基本理念とします。**

## 4 市の責務

- 1 市は、自転車の安全な利用の促進に資する施策を総合的に実施することとします。
- 2 市は、自転車の安全な利用の促進に資する施策を推進するため、国、静岡県、静岡県警察、事業者及び交通安全団体と相互に連携を図るものとします。
- 3 市は、市民に対し、定期的、段階的に歩行者及び自転車利用者の交通安全に関する教育を実施しなければなりません。
- 4 市は、市内において交通事故が多数発生し、市民等に対し注意を喚起する必要があると認めるときは、交通事故多発警報を発するとともに、交通事故の増加を防止するための総合的かつ集中的な対策を講じなければなりません。

**市が自転車の安全な利用を市民に促すために行う事項を定めています。**

## 5 市民の責務

- 1 市民は、自転車の安全な利用を推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。
- 2 市民は、児童、高齢者、障害者その他道路の通行に配慮を必要とする者の安全が自転車の走行により脅かされることのないよう努めなければなりません。

**自転車を利用する方だけでなく、全ての市民が自転車の安全な利用を実現するために  
行うべき事項を定めています。**

## 6 歩行者の責務

- 1 歩行者は、道路を通行する際は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、携帯電話等に表示された画面を注視すること等の他の交通への注意力が散漫となるような行為を慎むなど、道路交通に危険を生じさせないように努めなければなりません。
- 2 歩行者は、夜間に歩行する場合は、明るい服装や自発光式反射材を装着するなど自転車及び自動車等の利用者から認識されるよう努めなければなりません。

**歩行者が自らの安全を守ることが自転車の安全な利用に繋がることから、歩行者が道路を通行する際に心がけるべき事項を定めています。**

## 7 自転車利用者の責務

- 1 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、歩行者の通行及び自動車等の運行に十分配慮して自転車を利用しなければなりません。
- 2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければなりません。
- 3 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）への加入に努めなければなりません。
- 4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備その他の交通事故を防止するための対策に努めなければなりません。
- 5 自転車利用者は、歩行者に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしてはなりません。

**自転車を利用する際に特に心がけるべき事柄について定めています。**

**歩行者や自動車運転者にも共通しますが、道路の交通に関する法令を遵守することは当然のこと、周囲の安全に配慮することが重要です。**

**また、万一の事故への備えとして、自転車損害保険等への加入を促しています。**

## 8 自転車小売業者の責務

自転車小売業者は、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければなりません。

**自転車小売業者が主に自転車を販売する際に努めるべき事項を定めています。**

## 9 自動車等運転者の責務

- 1 自動車等の運転者は、自転車その他の交通の安全に配慮するよう努めなければなりません。
- 2 自動車等の運転者は、自転車又は歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければなりません。
- 3 自動車等の運転者は、早期の前照灯点灯等他の交通から認識しやすくなる措置を取るよう努めなければなりません。

**自動車等運転者が自転車利用者の安全を守るため、努めるべき事項について定めています。**

## 10 事業者の責務

事業者は、その事業活動において、その従業員に対し、交通安全に関する啓発及び指導を行うとともに自転車の安全な利用に関する市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

**事業活動において、事業者が努めるべき事項について定めています。**

## 11 学校等における交通安全教育

- 1 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、保育所及び認定こども園をいう。）を管理する者は、その学生、生徒、児童又は幼児に対し、その発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければなりません。
- 2 学校等を管理する者は、市、又は静岡県警察等の関係機関との連携を密にし、交通安全教育に資する情報の収集に努めなければなりません。
- 3 学校等を管理する者は、その学生又は生徒で通学に自転車を利用する者に対し、自転車の危険な利用に起因する事故の実例等を踏まえた啓発指導を定期に実施するものとします。
- 4 市長は、前項の規定に基づく啓発指導の実施に必要な協力を行うものとし、必要があると認めるときは、その実施の状況について報告を求めることができます。
- 5 大学、学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を管理する者は、その生徒又は学生に対し、交通安全教育を行うよう努めなければなりません。

**学校等における交通安全教育のあり方を定めています。**

## 12 家庭における交通安全教育等

- 1 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、交通安全教育を行うよう努めなければなりません。
- 2 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、反射材、乗車用ヘルメットその他交通事故の防止、被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければなりません。
- 3 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害保険等に参加するよう努めなければなりません。

**家庭における交通安全教育等のあり方を定めています。**

## 13 高齢者の同居者等の助言

高齢者の同居者等は、夜間に歩行する場合における自発光式反射材の装着その他の交通事故の防止に関する事項について必要な助言をするよう努めなければなりません。

**交通弱者でもある高齢者について、その同居者等に対し、高齢者への助言をお願いする規定です。**

## 14 広報、啓発等

- 1 市は、自転車の安全な利用の促進について、市民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うものとします。
- 2 市、交通安全団体、自転車小売業者等は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。
- 3 市は、自転車の交通量が多いと認められる区域においては、重点的かつ計画的に自転車の安全利用の啓発に取り組むものとします。
- 4 市は、前項の規定による啓発を行うため、自転車交通安全指導員を置くものとします。
- 5 交通安全団体、自転車小売業者等は、広報活動、啓発活動その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなりません。

**自転車の安全な利用に必要な広報、啓発事業等について定めています。**

## 15 雑則

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

## 附則

この条例は、平成29年1月1日から施行します。

**この条例の施行期日について定めます。**